

国自貨第 117 号
平成 25 年 2 月 26 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局貨物課長
(公印省略)

平成 24 年度補正予算（第 1 号）における
低公害車普及促進対策費補助金に係る交付申請書の提出期限等について

平成 24 年度低公害車普及促進対策費補助金のうち、平成 24 年度一般会計補正予算（第 1 号）に係る環境対応車の導入事業に対する補助金の執行については、「平成 25 年 2 月 26 日付け国自環第 222 号、国自旅第 570 号、国自貨第 115 号」による改正後の「低公害車普及促進対策費補助金交付要綱」（平成 24 年 3 月 29 日付け国自環第 190 号、国自旅第 208 号、国自貨第 91 号。以下「要綱」という。）及び「平成 25 年 2 月 26 日付け国自環第 223 号、国自旅第 571 号、国自貨第 116 号」による改正後の「低公害車普及促進対策費補助金に関する運用方針」（平成 24 年 3 月 29 日付け国自環第 191 号、国自旅第 209 号、国自貨第 92 号。以下「運用方針」という。）によるもののほか、以下のとおり取り扱うものとする。

（1）補助金交付申請書の提出期限（要綱附則第 3 項及び第 6 項）

補助金交付申請書の提出期限は運用方針第 9 項による補助対象事業を完了した日から平成 25 年 3 月 29 日までとする。

（2）先進環境対応型ディーゼルトラックの補助対象型式（運用方針第 17 項(4)）

補助対象となる車両総重量 12t 超クラスに属する型式については、別表のとおり定めるものとする。なお、別表の型式については、新しい車両の発表等に併せ、自動車局貨物課長が必要に応じ追加するものとする。